

議第72号 呉市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市総合スポーツセンターの野球場を廃止するものです。

2 改正の内容

呉市総合スポーツセンターについては、令和7年4月1日に、株式会社ディスコに売却した上で、同社から無償で借り受けて各施設の運営を行っていますが、これらの施設のうち、野球場については、令和7年8月31日をもって借受期限を迎えることから、廃止するものです。

【施設概要】

所在地 呉市郷原町字ワラヒノ山地内  
施設規模等 競技部分面積 13,400平方メートル  
両翼98メートル，中堅122メートル  
本部席，放送設備，ダグアウト，スコアボード，芝スタンド，  
夜間照明等

【利用状況】 (単位：人)

| 年 度  | 令和2年度  | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 利用人数 | 11,451 | 7,254 | 15,229 | 13,003 | 13,002 |

3 施行期日

令和7年9月1日

4 野球場の移転・再配置

野球場の移転・再配置の候補地である広多賀谷緑地については、土壌汚染調査を行った結果、特定有害物質であるベンゼンが一部の箇所から検出されたため、その対応をしっかりと検討する必要があることから、当初予定していた令和8年度からの供用開始が1年程度遅れる見込みであり、野球場を利用できない空白期間が約1年6か月間生じることとなります。

このため、利用できない期間が短くなるような移転・再配置に係る工法の検討や、代替施設の確保に努め、利用者への影響ができるだけ少なくなるよう、取り組んでいきます。

《移転・再配置スケジュール》

| 年度     |      | 令和5年度    | 令和6年度   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------|------|----------|---------|-------|-------|-------|
| 野球場    | 利用期限 | R7.8 末まで |         |       |       |       |
| 移転・再配置 | 当初   | 土壌調査     | 基本・実施設計 | 工事    | 供用開始  |       |
|        | 変更後  | 土壌調査     | 基本設計    | 実施設計  | 工事    | 供用開始  |

## 5 位置図

